

甲賀広域行政組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年(2026年)3月
甲賀広域行政組合

目次

第1章 基本的事項	1
1. 背景	1
2. 計画の目的	2
3. 基準年・計画期間・目標年	2
4. 対象範囲	3
第2章 温室効果ガスの排出状況	4
1. 温室効果ガスの排出状況	4
2. 温室効果ガスの増減状況	5
3. 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	6
第3章 温室効果ガスの削減に関する取り組み	7
1. 取組の基本方針	7
2. 目標に向けた取組内容	7
第4章 計画の推進体制と実施状況の点検、評価、公表	10
1. 推進体制	10
2. 点検体制	10
3. 進捗状況の公表	10
第5章 資料編	
温室効果ガス排出量の算定	11

第1章 基本的事項

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

2. 計画の目的

地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられているものです。

甲賀広域行政組合（以下「組合」という。）の事務・事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 基準年・計画期間・目標年

各年における温室効果ガスの排出量の増減を比較検討するために、基準年を設定します。この基準年は、2016年度（平成28年度）とします。

また、計画期間を2026年度（令和8年度）から2030年（令和12年）までの5年間とします。

項目	年度							
	2016	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度	策定年度	計画開始				目標年度	
計画期間			→					

図1 計画期間

4. 対象範囲

(1) 対象施設

組合が行う全ての事務・事業を対象とします。

表1 対象施設一覧

	施設名	住所
事務部局	衛生センター第1施設 (し尿処理施設)	甲賀市水口町水口 6458 番地
	衛生センター第2施設 (ごみ処理施設)	甲賀市水口町水口 6677 番地
消防部局	消防本部及び水口消防署	甲賀市水口町水口 6218 番地
	土山分署	甲賀市土山町前野 124 番地
	甲南消防署	甲賀市甲南町池田 3578 番地 1
	甲賀分署	甲賀市甲賀町大久保 1289 番地
	信楽消防署	甲賀市信楽町長野 1306 番地 6
	湖南中央消防署	湖南市中央一丁目 1 番地
	湖南石部分署	湖南市石部中央四丁目 1 番 6 号

(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では対象とする温室効果ガスを二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類と定めていますが、本計画で削減対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類を対象とします。

表2 温室効果ガスの種類と発生源

温室ガスの種類	組合の事務及び事業に係る発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼 他人から供給された電気の使用	1
メタン(CH ₄)	一般廃棄物の焼却 し尿・浄化槽汚泥の処理	28
一酸化二窒素(N ₂ O)	一般廃棄物の焼却 し尿・浄化槽汚泥の処理	265

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガスの排出状況

本組合の温室効果ガス総排出量は、基準年度とする2016年度が25,060t-CO₂、2021年度に24,578t-CO₂となって以降、減少傾向です。

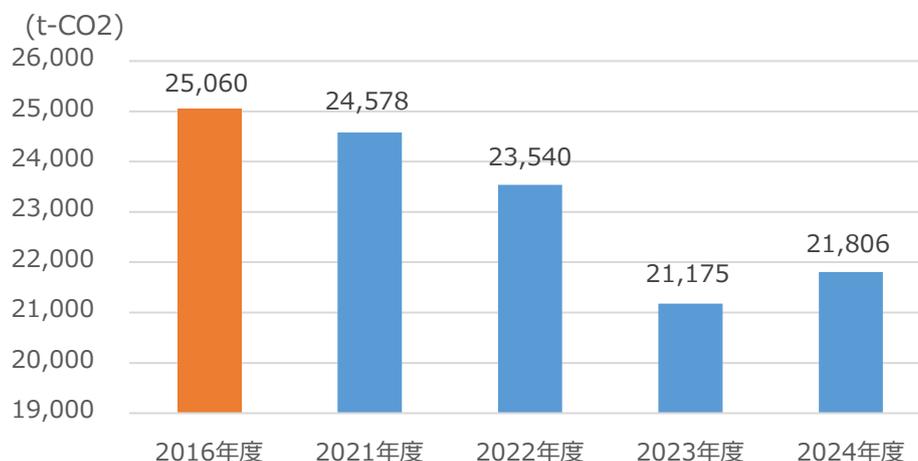


図2 温室効果ガス総排出量の推移

2016年度における温室効果ガス総排出量のうち、排出割合を施設分類別にみると、消防部局が498 t-CO₂で約2%、し尿処理施設が714 t-CO₂で約3%であり、ごみ処理施設が23,848 t-CO₂と全体の約95%を占めています。

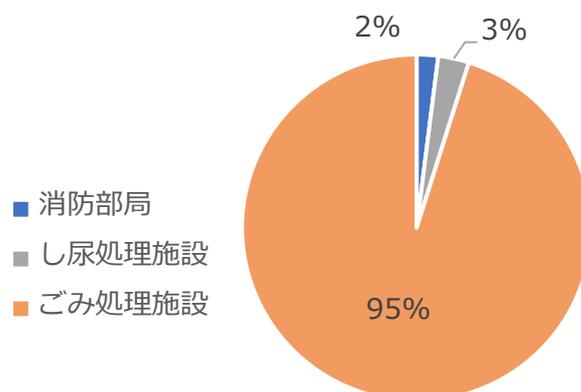


図3 施設分類別の温室効果ガス総排出量の割合（2020年度）

ごみ処理施設から排出される温室効果ガスの構成要素（2016年度）（図4）は、焼却（プラスチック類）によるものが約78%を占め、次いで電力使用によるものが約12%、焼却（合成繊維）が約6%となっています。

プラスチック類の温室効果ガス排出量の算定方法は、ごみ処理施設で実施するごみ質測定の結果（表3）を反映するものであることから、基準年度以降の温室効果ガス

総排出量の変動は、その影響が大きいものとなります。

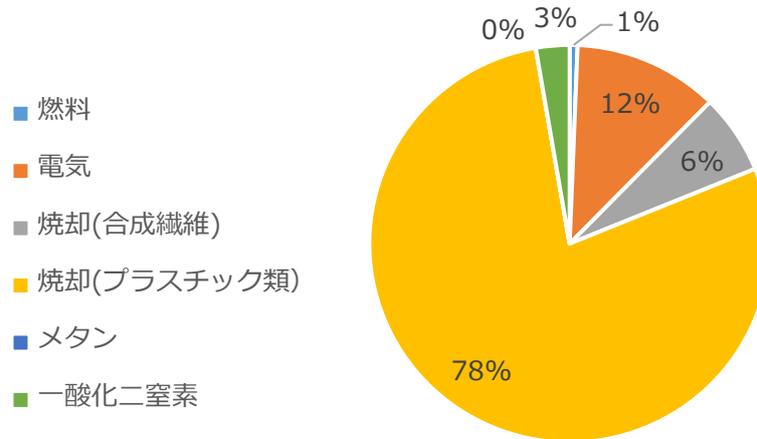


図4 ごみ処理施設から排出される温室効果ガスの構成要素 (2016年度)

表3 ごみ質測定結果

	2016年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
プラスチック類	26.50%	32.99%	34.39%	29.07%	32.41%

2. 温室効果ガスの増減状況

2024年度の温室効果ガスの総排出量は21,806t-CO₂と、基準年度である2016年度比で約13%減少しています。

所属別の増減要因をみると、消防部局では電気使用量の削減により2024年度の温室効果ガス排出量が2016年度と比して約14%減少しています。

し尿処理施設では、し尿搬入量の減少と平成27年度からの焼却運転停止に伴う段階的なA重油の使用量の減が大きく、2016年度と比して約25%減少しています。

ごみ処理施設ではごみ質測定結果の影響を大きく受けるものの、ごみ搬入量が約16%減少していること、また、2021年度から2023年度まで施設の基幹的設備改良工事を実施しており、これに伴う電気設備の高効率化により電気使用量が約18%減少したことで、結果として温室効果ガス排出量は約13%減少しました。

表4 所属別温室効果ガス排出量

区分	基準年度 (2016年度) 排出量(t-CO ₂)	実績 (2024年度)		基準年度に 対する増減率
		排出量(t-CO ₂)	構成比	
消防部局	498	431	2.0%	86.5%
し尿処理施設	714	529	2.4%	74.1%
ごみ処理施設	23,848	20,846	95.6%	87.4%
合計	25,060	21,806	100.0%	87.0%

3. 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

(1) 事務部局

本組合ごみ処理施設における温室効果ガス排出削減の最大の課題は、可燃ごみ焼却量の削減であり、そのためには住民の分別意識向上によるごみ減量と、プラスチック類ごみの焼却量削減を重点的に推進する必要があります。構成市町と連携し、資源循環の推進と焼却量抑制を両輪として取り組むことが不可欠です。

(2) 消防部局

夏の気温の上昇、猛暑下における各署所でのエアコン利用など、熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。今後、各署所の LED 化も進め、電気の利用に伴う CO2 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

第3章 温室効果ガスの削減に関する取り組み

1. 取組の基本方針

(1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2016年度）比で40%削減することを目標とします。

表5 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2016年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	25,060t-CO ₂	15,036t-CO ₂
削減率	-	40%

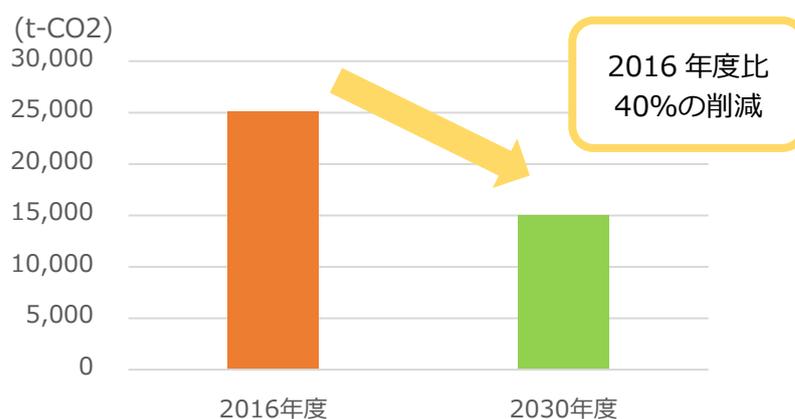


図5 温室効果ガスの削減目標

2. 目標に向けた取組内容

本組合全体として、温室効果ガスの排出要因である電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。その他、ペーパーレスの推進、環境物品等を使用するように努めるなど、事務所内での日常業務においても職員への意識啓発を進め、温室効果ガスの排出低減に努めます。

また、温室効果ガス排出量の割合が高くなっているごみ処理施設としては、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組みます。表6は、各分野における取組リストです。

表6 各分野における取組リスト

1. 省エネルギーに向けた取組
①室内環境の適正管理
・冷暖房の運転は原則として勤務時間内とし、適正な温度管理を行います。
・クールビズ、ウォームビズ等を推進し、季節に応じた軽装・適切な服装により

<p>空調負荷の低減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内温度及び湿度の適正管理により、快適性と省エネルギーの両立を図ります。
<p>②照明設備の効率的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前、昼休み及び残業時には、業務に必要な箇所を除き消灯します。 ・自然採光を活用し、照度が十分確保できる場所では照明を消灯します。 ・廊下や階段など共用部についても必要に応じた点灯管理を行います。
<p>③OA 機器の省電力運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、ディスプレイ、コピー機等は省電力モード（自動スリープ機能等）を活用します。 ・長時間使用しない機器は電源を切るなど、待機電力の削減に努めます。
<p>④設備機器の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備等のフィルター清掃や点検を定期的を実施し、設備効率の維持に努めます。 ・設備の適正管理によりエネルギー消費量の増加を防止します。
<p>⑤高効率設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備の更新時には LED 照明の導入を進めます。 ・空調設備や電気機器等についても、高効率機器への更新を計画的に進めます。
<p>2. 公用車燃料使用量の削減</p>
<p>公用車の適正な運用により燃料使用量の削減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速を避けるなどエコドライブを実践します。 ・不要なアイドリングを行わないよう徹底します。 ・カーエアコンの使用時には適切な温度設定に努めます。 ・タイヤの空気圧点検など車両の適正な整備を行います。 ・出張時には、可能な限り公共交通機関の利用を検討します。 ・走行ルートをよく確認し、合理的な運行を心がけます。
<p>3. 温室効果ガス排出削減に向けた職員の取組</p>
<p>①ペーパーレス化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷前に内容や印刷枚数を確認し、不要な印刷を削減します。 ・会議資料や回覧資料は電子化を進め、紙の使用量削減に努めます。
<p>②コピー用紙の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や集約印刷を積極的に活用します。 ・ミスコピー用紙はメモ用紙等として再利用します。 ・会議資料は必要最小限とし、配布枚数の削減を図ります。
<p>③環境配慮物品の優先購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品購入時には、エコマーク等の環境ラベル製品や環境負荷の少ない物品の購入に努めます。 ・使い捨て製品の使用削減を推進します。

④節水の推進

- ・日常業務において節水を心がけ、水資源の有効利用に努めます。

4. ごみの減量化及び資源循環の推進

①ごみの排出抑制

- ・施設から排出されるごみの発生抑制及び減量化を推進します。
- ・構成市と連携し、住民に対する分別やごみ減量に関する普及啓発を行います。
- ・ごみ処理施設に搬入される事業系ごみについて展開検査を実施し、適正分別及び排出抑制の指導を行います。

②リサイクルの推進

- ・プラスチックごみの分別徹底及び資源化の推進に努めます。
- ・プラスチック資源循環の推進に向け、構成市と連携し資源化手法等について検討を行います。

表7 目標とする指標

指標	2016年度	2024年度	2030年度(目標)
可燃ごみ焼却量	43,052.38t	36,356.55t	35,000.00t
ごみ質測定におけるプラスチック類割合	26.50%	32.41%	20.00%

第4章 計画の推進体制と実施状況の点検、評価、公表

1. 推進体制

本計画の推進体制を図6に示します。推進に必要な情報・知識等を関係者で共有し、取組み・行動します。なお、推進体制は実行計画統括者及び実行計画推進者から構成し、次のとおり選任します。

(1) 実行計画統括者

実行計画の策定及び実施管理において統括を行います。また、実行計画推進者からの推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。

事務事業編の改定・見直しに関する統括を行います。

(2) 実行計画推進者

各部局及び事務局を実行計画推進者とします。各部局では取組事業を実施、事務局へ報告します。事務局は各部局との事業調整、効果検証を行い、事務局長へ報告します。

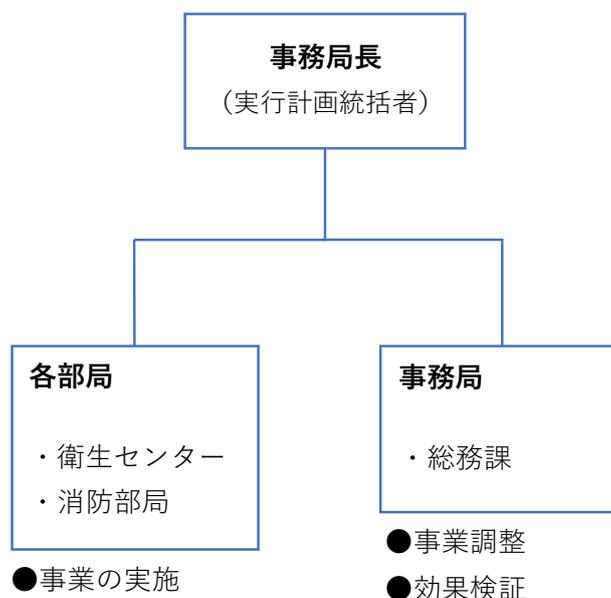


図6 計画の推進体制

2. 点検体制

実行計画統括者及び実行計画推進者は、定期的に実行計画の進捗状況を把握し、年1回点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量について、毎年公表し計画の実行状況を周知します。